



内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第24回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和6年12月23日（月）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、磯打委員、井出委員、入江委員、奥村委員、片田委員、加藤委員、
小室委員、小山委員、末松委員、関谷委員、根本委員、濱田委員（代理）、
平田委員、廣井委員、渡邊委員（代理）（16名）

2. 議事要旨

事務局から、「前回（第23回）ワーキンググループにおける意見等」及び「南海トラフ地震の被害想定」について、資料に基づいて説明を行い、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 南海トラフ巨大地震における津波の被害量は被害全体の中で大きな割合を占めており、これを減少させる要素として早期避難意識の向上が重要であるため、この10年間でどの程度意識が向上したのか（しなかったのか）定量的に示す必要がある。また、気象庁が地震発生から3分以内に津波警報等を発表し、自治体は地域を指定して避難指示を発令する仕組みがあることをしっかり言及する必要がある。
- 国民の防災意識の普及啓発に関する取組が多く記載されているが、今後の課題として、さらに意識を高めるための具体的な戦略やコミュニケーションのあり方をより深く検討する必要がある。
- 建築物の耐震化、特に住宅の耐震化については、最近の地震災害において、1981年の耐震基準（新耐震基準）よりも2000年の耐震基準を満たした建物の被害が非常に少ないことが分かっているため、その事実を明記する必要がある。また、耐震化率を把握できていない市町村が多数あること、市町村ごとに耐震化率の差が著しいという事実もあわせて記載する必要がある。
- 過疎地域や高齢化地域での被害が強調されているが、大阪や名古屋といった一部の都市に集中し、暴露量が多くなっていることが被害を大きくする要因である。南海トラフ巨大地震の被害は広域であり、都市部や過疎地域など多様な地域性が含まれていることを記載する必要がある。

- 被災地の復旧のうち、学校など教育施設の再開は重要でありながら優先順位としては低くみられる傾向がある。能登半島地震での事例も踏まえて、デジタル教科書やリモート授業の活用などの取組を進める必要がある。一方で、早期再開にあたっては学生や教育関係者に相当の精神的ストレス、過剰な負担がかかると考えられるため、大規模かつ復旧が長期間にわたるような災害時の教育再開のあり方を議論する必要がある。
- 現状の企業ＢＣＰは、自社が被災した場合に従業員が中長期的に勤務することで精神的ダメージを受けて離職・人材喪失するリスクを考慮していないケースが多い。企業ＢＣＰの策定にあたっては、従業員への精神的サポートも重要であることを記載する必要がある。
- 長期的かつ広域の避難においては、医療・介護・福祉サービスのリソース不足や従事者の再三の変更によって、平時からサービスを受けていた人の健康が悪化し、災害関連死に至ると考えられることから、医療・介護・福祉サービスの継続性が非常に重要であることを記載する必要がある。
- 災害時の情報通信について、ＤＸ化やデジタル化を推進することは重要であるが、過去の災害においてはアナログのラジオが非常に役立ったことから、情報収集の手段としてアナログを利用することもあわせて記載する必要がある。
- 過去の災害で大きな被害が生じた経験がないことから、災害時にはインターネットやクラウドサービスは利用可能であると認識されているが、災害の状況によっては利用できなくなる可能性があることを明記する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害は広域かつ極めて暴露量が多いことから、これまでの災害経験から得られたものの延長線上とは異なる様相が現れる可能性がある。また、建物やライフラインの復旧、地域の再建ができなくなるケースも考えられる。次世代における広域巨大災害後の復旧復興のあり方を国としても事前に検討しておく必要がある。
- 高層建築物本体や軟弱地盤上の建築物の杭基礎が損傷・傾斜した場合、その後の利用継続が困難になる可能性があることを念頭に置く必要がある。
- 災害関連死の認定手続きは市区町村主体で行われているが、南海トラフ巨大地震の場合は膨大な件数に及ぶことから、認定作業が実施できないおそれがある。大規模かつ広域の災害における災害関連死認定の仕組みを改めて検討する必要がある。

このほか、報告書（案）の構成や記載内容への修正意見、明記・追記すべき内容の提案があった。

以上